

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、「令和6年度石垣市一般会計補正予算(第11号)」を専決処分する。

令和7年3月27日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

軽自動車ダンプ整備事業及び特別支援教育就学奨励システム改修について、繰越明許費を追加する必要があるため。

令和 6 年度

一般会計補正予算

(第 1 1 号)

石 垣 市

令和6年度石垣市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度石垣市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月27日

石垣市長 中山 義 隆

第 1 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	軽自動車ダンプ整備事業	3,982
10 教育費	1 教育総務費	一般事務費	1,914